

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
健康医療部 保健医療室	監察医事務所 携帯電話料金に係る経費の支出について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。 契約名称：監察医事務所 携帯電話料金に係る経費の支出 - 契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日 - 経費支出変更伺書の起案日：令和6年4月12日 - 経費支出変更伺書の決裁日：令和6年4月12日 - 支出負担行為変更額：790円	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 （2）経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。
措置の内容		
検出事項の原因は、携帯電話料金が支出負担行為額内に収まるかどうかについて、使用の実績と見込みを踏まえ、担当者が点検することを怠ったこと及び組織的なチェック体制が十分でなかったためである。 今後、同様の事案を発生させないよう、年度末に支出すべき経費が確保できているかをチェックするための表を作成し、担当者だけでなく複数人で確認を行うなどチェック体制を強化した。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月5日から同年7月3日まで）